

自己資本の構成に関する開示（三菱東京UFJ銀行・単体）

（単位：百万円、％）

項目	平成26年3月末	経過措置による 不算入額	国際様式の 該当番号	
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目（1）				
普通株式に係る株主資本の額	7,720,146		1a+2-1c-26	
うち、資本金及び資本剰余金の額	4,944,533		1a	
うち、利益剰余金の額	2,914,258		2	
うち、自己株式の額(△)	-		1c	
うち、社外流出予定額(△)	138,645		26	
うち、上記以外に該当するものの額	-			
普通株式に係る新株予約権の額	-		1b	
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	231,753	927,015	3	
経過措置により普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-			
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額（イ）	7,951,900		6	
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目（2）				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	50,550	202,203	8+9	
うち、のれんに係るものの額	923	3,692	8	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	49,627	198,511	9	
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-	10	
繰延ヘッジ損益の額	8,771	35,084	11	
適格引当金不足額	-	-	12	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	2,681	10,724	13	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	14	
前払年金費用の額	35,245	140,980	15	
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-	16	
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	17	
少数出資金融機関等の普通株式の額	-	-	18	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	19+20+21	
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に相当するものに 関連するものの額	-	-	19	
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に 関連するものの額	-	-	20	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に 関連するものの額	-	-	21	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	22	
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に相当するものに 関連するものの額	-	-	23	
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に 関連するものの額	-	-	24	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に 関連するものの額	-	-	25	
その他Tier1 資本不足額	-	-	27	
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目の額（ロ）	97,248		28	
普通株式等Tier1 資本				
普通株式等Tier1 資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	7,854,651		29	
その他Tier1 資本に係る基礎項目（3）				
その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額	-		31a	
その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		31b	
その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額	-		32	
特別目的会社等の発行するその他Tier1 資本調達手段の額	-			
適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含ま れる額	1,246,120		33+35	
経過措置によりその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	1,033			
うち、為替換算調整勘定の額	44			
うち、繰延ヘッジ損益の額	988			
その他Tier1 資本に係る基礎項目の額（ニ）	1,247,153		36	
その他Tier1 資本に係る調整項目				
自己保有その他Tier1 資本調達手段の額	-	-	37	
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	-	-	38	
少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	-	-	39	
その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	53	214	40	
経過措置によりその他Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	14,416			
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）のう ち、のれんに係るものの額	3,692			
うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	10,724			
Tier2 資本不足額	-		42	
その他Tier1 資本に係る調整項目の額（ホ）	14,470		43	
その他Tier1 資本				
その他Tier1 資本の額（（ニ）－（ホ））（ヘ）	1,232,683		44	
Tier1 資本				
Tier1 資本の額（（ハ）＋（ヘ））（ト）	9,087,335		45	

自己資本の構成に関する開示（三菱東京UFJ銀行・単体）

（単位：百万円、％）

項目	平成26年3月末	国際様式の 該当番号	
		経過措置による 不算入額	
Tier2 資本に係る基礎項目（4）			
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額	-		
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		46
Tier2 資本調達手段に係る負債の額	-		
特別目的会社等の発行するTier2 資本調達手段の額	-		
適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,767,357		47+49
一般貸倒引当金Tier2 算入額及び適格引当金Tier2 算入額の合計額	107,347		50
うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額	-		50a
うち、適格引当金Tier2 算入額	107,347		50b
経過措置によりTier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	633,631		
うち、その他有価証券評価差額金の額	498,853		
うち、土地再評価差額金の額	134,777		
Tier2 資本に係る基礎項目の額（チ）	2,508,336		51
Tier2 資本に係る調整項目			
自己保有Tier2 資本調達手段の額	72	288	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-	-	53
少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-	-	54
その他金融機関等のTier2 資本調達手段の額	11,000	44,000	55
経過措置によりTier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	2,400		
うち、その他金融機関等のTier2 資本調達手段の額	2,400		
Tier2 資本に係る調整項目の額（リ）	13,472		57
Tier2 資本			
Tier2 資本の額（（チ）－（リ））（ヌ）	2,494,864		58
総自己資本			
総自己資本の額（（ト）＋（ヌ））（ル）	11,582,199		59
リスク・アセット（5）			
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	356,491		
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）のうち、のれん、企業結合に係るもの以外の額	198,511		
うち、前払年金費用の額	140,980		
うち、その他金融機関等のTier1 資本調達手段の額	683		
うち、その他金融機関等のTier2 資本調達手段の額	16,315		
リスク・アセットの額の合計額（ワ）	66,090,910		60
自己資本比率			
単体普通株式等Tier1 比率（（ハ）／（ワ））	11.88%		61
単体Tier1 比率（（ト）／（ワ））	13.74%		62
単体総自己資本比率（（ル）／（ワ））	17.52%		63
調整項目に係る参考事項（6）			
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	645,158		72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	240,323		73
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	-		74
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	16,602		75
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項（7）			
一般貸倒引当金の額	-		76
一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額	-		77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	107,347		78
適格引当金に係るTier2 資本算入上限額	363,044		79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項（8）			
適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	1,246,120		82
適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	393,077		83
適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	1,767,357		84
適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	55,593		85